

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第8条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第5条第1項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定計画に従って特定研究開発等を行うために資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
 - 二 中小企業者のうち資本金の額が3億円を超える株式会社が発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第2号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
- 2 前項第1号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第2号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなす。

【要旨】

中小企業者は、金融機関からの借入について、担保力、信用力が脆弱なため、大企業に比べて不利な状況にあることが多く、また、将来的な金融取引について信用面での不安を抱いていることも多い。このような状況に加え、本法の支援対象としている特定研究開発等に取り組む中小企業者は、比較的リスクの大きい事業を行うため、金融機関からの借入がより一層困難となりがちであり、間接金融のみならず、直接金融の導入による資金調達手段の多様化が必要である。したがって、特定研究開発等を行う中小企業者に対して本条で中小企業投資育成株式会社法の特例を設け、直接金融による資金調達の途を設けているものである。

【解説】

(第1項関係)

本項は、本法の特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者については、①資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合、②資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業が株式等を発行する場合についても、中小企業投資育成株式会社の初回投資（新株予約権等の引受けを含む。以下同じ。）の対象とできることとしている。中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、この目的にかんがみ、現在中小企業基本法等で定める中小企業者一般を対象とせず、自己資本の脆弱性という問題に直面していることが確実とみられる資本金の額が3億円以下の株式会社を初回投資の対象としている。しかしながら、特定研究開発等に当たっては、必要とされる資金規模が大きくなる場合が多く、こうしたリスクの高い資金需要に対しては、直接金融による対応を機動的に行えるようにすることが特定研究開発等の促進に当たって重要であることから、中小企業投資育成株式会社法の特例を規定したものである。

(第2項関係)

本項は、第1項に基づいて中小企業投資育成株式会社が行う投資事業の基本的性格が、中小企業投資育成株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業と同種のものであることを踏まえ、第1項に基づく事業を同法第5条第1項第1号及び第2号の事業とみなすこととしたものである。中小企業投資育成株式会社法においては、同法第5条第1項第1号及び第2号の事業対象となった事業者は、同時に中小企業投資育成株式会社の追加投資事業（同法第5条第1項第3号）、コンサルテーション事業（同法第5条第1項第4号）等の対象ともなる仕組みとなっているが、本項は、第1項の規定により同社の投資事業の対象となった者についてもこうした追加投資事業やコンサルテーション事業等の対象とするものである。